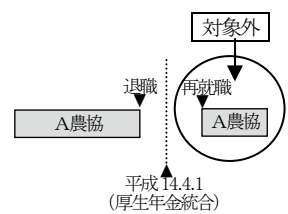


(1) 基本的な取り扱い

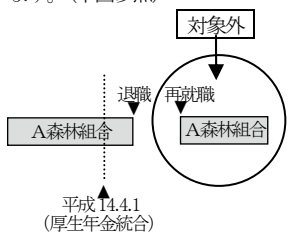
あなたの農林漁業団体（以下「団体」といいます。表の下【注】参照）の勤務期間について、下表の中から該当するものを選択し、一時金が、いつの年（以下、「課税年」といいます）の退職所得となるかご確認ください。

該当しない場合、判断がつかない場合は、農林年金までお問い合わせください。

退職時点	勤務先・勤務の形態	退職や勤務形態が変わるなどして、最後に農林年金の組合員でなくなったときに、退職金を受けたか否か	課税年	具体例(参照頁)
平成14年3月31日以前に団体を退職した方 (注) 平成14年4月1日以後に団体(同じ団体も含む)に再就職している場合の平成14年4月以後の勤務期間は除外して右の表を適用します。(下図参照)	勤務した団体は一つ	○(退職金受けた)	退職金を受けたとき	①(2頁)
		×(退職金受けていない)	一時金請求時	②(2頁)
	複数の団体に勤務した	○	退職金を受けたとき	③注(2頁)
		×	一時金請求時	③(2頁)
	勤務した団体は一つだが、就職・退職を繰り返した	○	退職金を受けたとき	④(2頁)
		×	一時金請求時	④注(2頁)



退職時点	勤務先・勤務の形態	退職や勤務形態が変わるなどして、厚生年金の加入者(被保険者)でなくなったときに、退職金を受けたか否か	課税年	具体例(参照頁)
平成14年4月1日前から引き続いて同じ団体に勤務し、退職した方 (注) 平成14年4月1日以後に一旦退職し、日にちを置いて同じ団体に再就職した場合の勤務期間は除外して右の表を適用します。(下図参照)	平成14年4月1日以後も同じ団体(合併後の団体も含む)に勤務した	○(退職金受けた)	退職金を受けたとき	⑤、⑥(2、3頁)
		×(退職金受けていない)	一時金請求時	⑥注(3頁)
	平成14年4月1日以後も同じ団体(合併後の団体も含む)に勤務し、引き続き退職後に役員に就任した	○	退職金を受けたとき	⑦注(3頁)
		×	一時金請求時	⑦(3頁)
	平成14年4月1日以後も同じ団体(合併後の団体も含む)に勤務し、引き続き退職後に再雇用された	○	退職金を受けたとき	⑦注(3頁)
		×	一時金請求時	⑦(3頁)



【注】農林漁業団体とは、下記1の法律の規定に基づき設立された団体、及び下記2の団体をいいます。

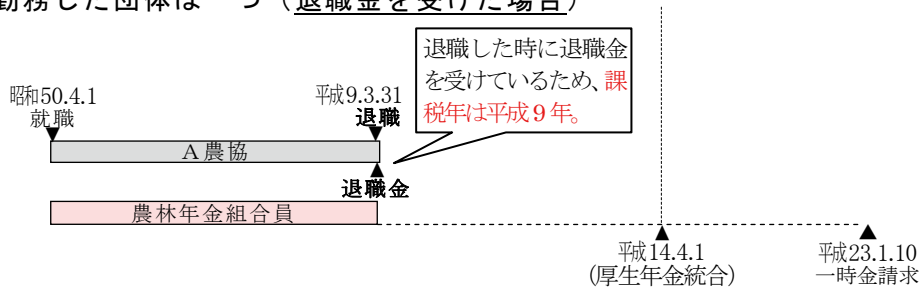
1. 農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、農業災害補償法、漁船損害等補償法、土地改良法、農業委員会等に関する法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、たばこ耕作組合法、漁業災害補償法
2. 社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会、社団法人中央酪農会議、財団法人農林年金福祉団

(2) 課税年の具体的取り扱い

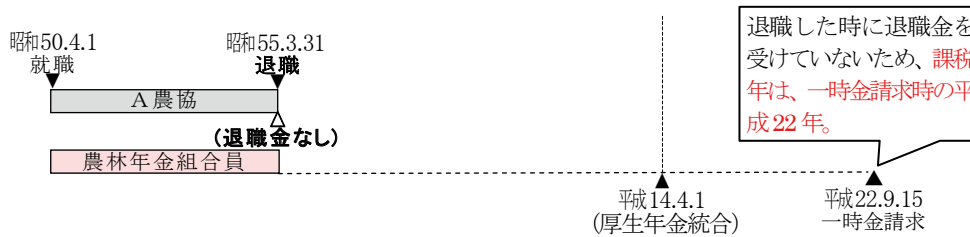
具体例 1

(平成14年3月31日以前に団体を退職した方の例)

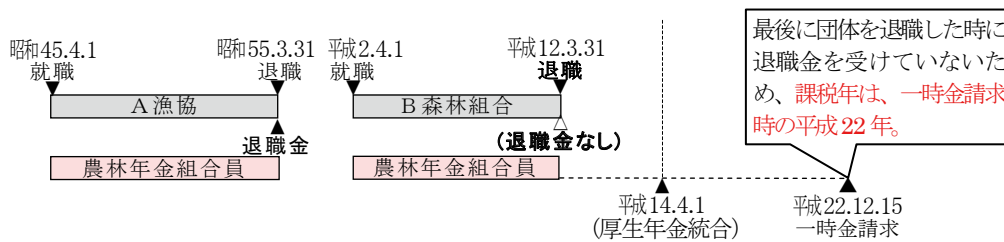
① 勤務した団体は一つ (退職金を受けた場合)



② 勤務した団体は一つ (退職金を受けていない場合)

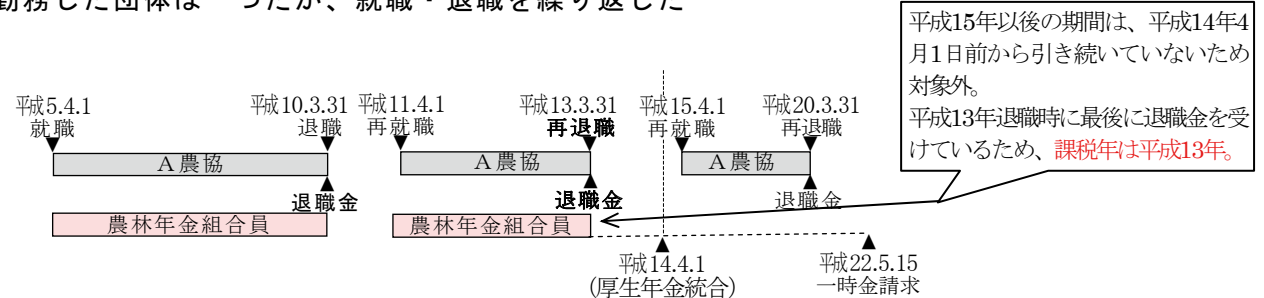


③ 複数の団体に勤務した (退職金を受けていない場合)



(注) 平成12年にB森林組合を退職したときに退職金を受けている場合は、平成12年が課税年となります。

④ 勤務した団体は一つだが、就職・退職を繰り返した

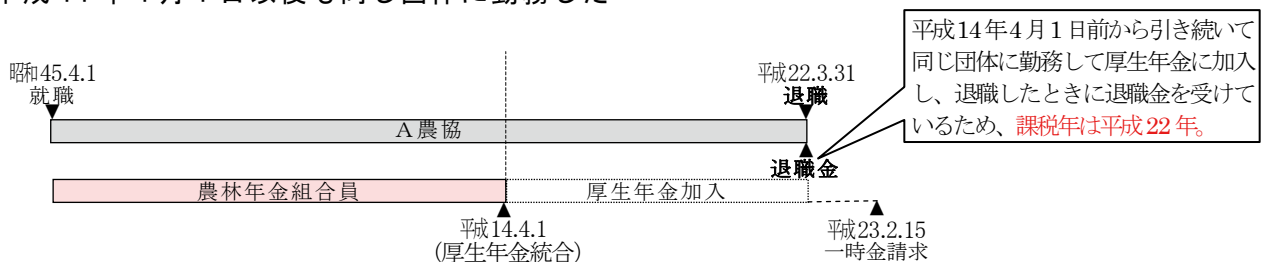


(注) 平成13年にA農協を退職したときに退職金を受けていない場合は、一時金を請求した平成22年が課税年となります。

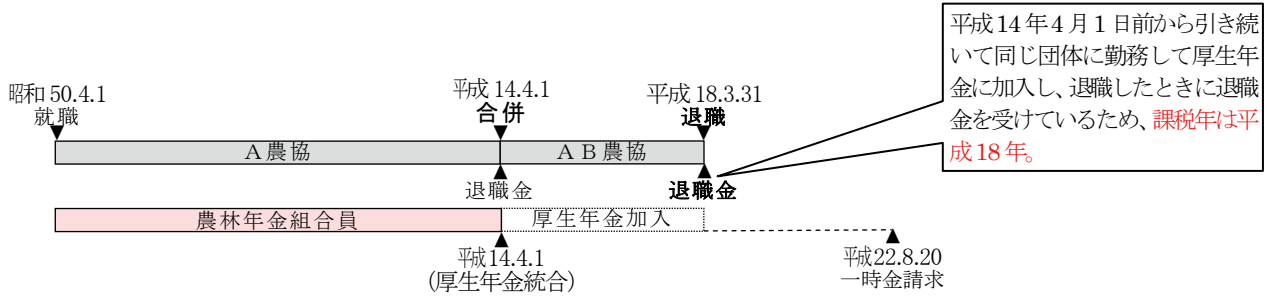
具体例 2

(平成14年4月1日前から引き続いて同じ団体に勤務し、退職した方の例)

⑤ 平成14年4月1日以後も同じ団体に勤務した

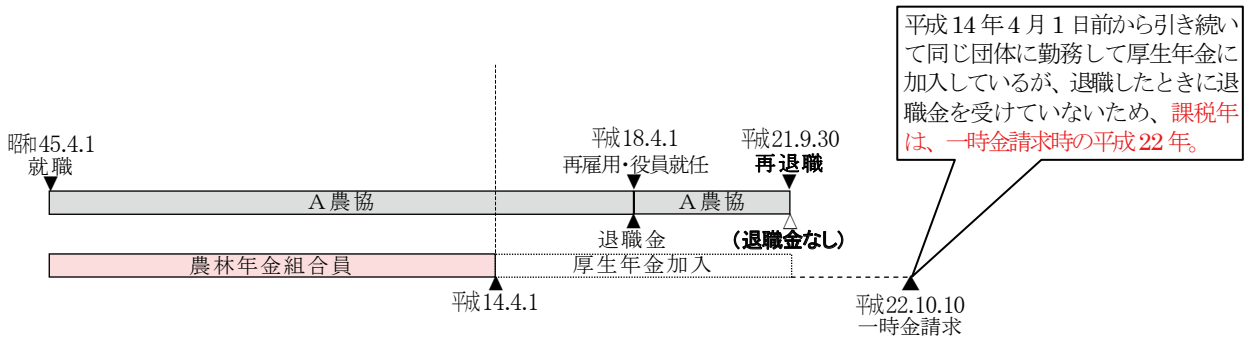


⑥ 平成 14 年 4 月 1 日以後も同じ団体（合併した後の団体）に勤務した



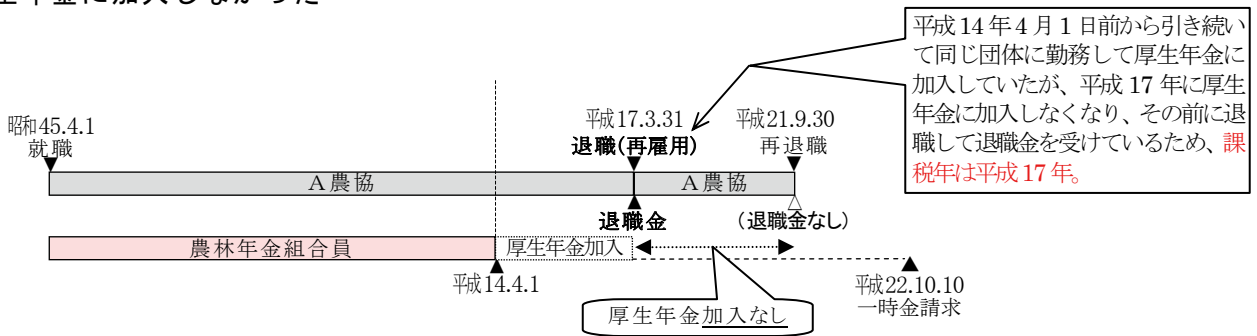
(注) A B 農協を退職したときに退職金を受けていない場合は、一時金を請求した平成 22 年が課税年となります。

⑦ 平成 14 年 4 月 1 日以後も同じ団体に勤務し、引き続き退職後に役員に就任した
引き続き退職後に再雇用された

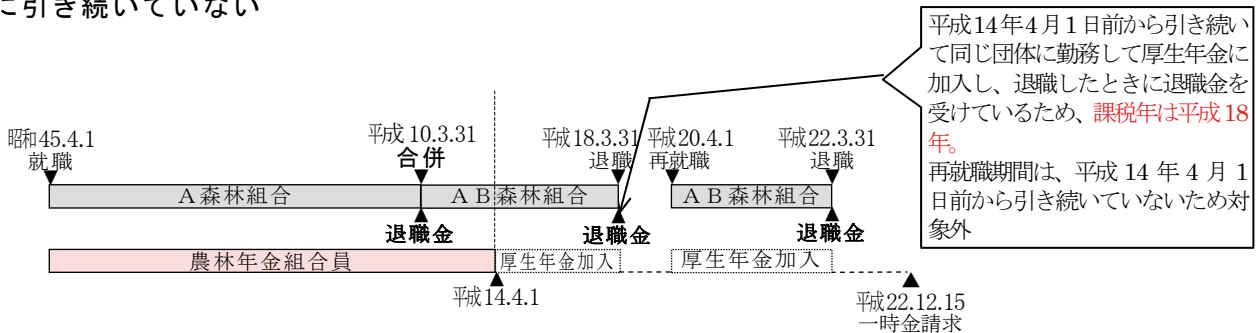


(注) A 農協を再退職したときに退職金を受けている場合は、再退職して退職金を受けた平成 21 年が課税年となります。

⑧ 平成 14 年 4 月 1 日以後も同じ団体に勤務し、引き続き退職後に再雇用されたが、再雇用の際に厚生年金に加入しなかった



⑨ 平成 14 年 4 月 1 日以後も同じ団体に勤務し、再就職したが、再就職期間は平成 14 年 4 月 1 日前に引き続いていない



(注) A B 森林組合を平成 18 年に退職したときに退職金を受けていない場合は、一時金を請求した平成 22 年が課税年となります。